

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について(平成26年度決算ベース)

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成26年度の大間町の一般会計における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 12,307 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)
が充てられる社会保障施策に要する経費 874,973 千円

(単位:千円)

事業名(目)	平成26年度 決算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他	
社会福祉	社会福祉総務費	220,227	70,002	0	3,612	3,013	143,600
	老人福祉費	21,171	2,110	0	1,159	368	17,534
	児童福祉総務費	4,615	2,018	0	232	48	2,317
	児童措置費	176,881	119,361	0	18,606	800	38,114
	保育所費	66,613	0	0	8,052	1,204	57,357
	小計	489,507	193,491	0	31,661	5,433	258,922
社会保険	介護保険事業	79,872	0	0	0	3,432	76,440
	国民健康保険事業	166,994	36,196	0	0	898	129,900
	後期高齢者医療事業	20,806	12,579	0	0	169	8,058
	小計	267,672	48,775	0	0	4,499	214,398
保健衛生	保健衛生総務費	96,534	1,761	0	0	1,948	92,825
	予防費	21,260	500	0	0	427	20,333
	小計	117,794	2,261	0	0	2,375	113,158
合計	874,973	244,527	0	31,661	12,307	586,478	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業費(目)に要する一般財源の比率に応じてあん分。